

広島県告示第二十二号

平成三十年広島県告示第十四号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・九四二二五八七二一七五二三」を「〇・九四〇七七二一四五八六九二」に改める。